平成２７年（フ）第５４号
長野県伊那市前原7488番地１
債務者　小嶋　利明
１　決定年月日時　平成27年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
長野地方裁判所伊那支部
平成２７年（フ）第８８９号
京都市左京区山端川原町20番地10　パレ21　101号
債務者　小田　勝康
１　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２７年（フ）第９０号
広島県呉市広横路２丁目９番13号
債務者　佐々木サヲリ
１　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部
平成２７年（フ）第１１６号
福島県郡山市桑野５丁目６番地の７　プレミール202号
債務者　八巻　靖彦
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２７年（フ）第９１号
福岡県大牟田市三川町５丁目96番地１　ロワイヤル・ユウ・大牟田・荒尾　403号
債務者　山下　　正
１　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部
平成２７年（フ）第３０９号
沖縄県豊見城市字豊崎１番地517
債務者　桃原　邦子
１　決定年月日時　平成27年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２７年（フ）第７２５号
神戸市中央区二宮町３－１－５　おひさまの家二宮神社　301Ａ号、住民票上の住所神戸市中央区東雲通５丁目２番４号　あけぼの荘３号室
債務者　桃川　博明
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第７５４号
神戸市灘区船寺通６丁目１番３号
債務者　ｗｏｒｌｄ　ｗａｖｅこと　前田　和也
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第７８５号
神戸市灘区岩屋南町４番52―403号
債務者　梅原　まり
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第７８７号
神戸市北区西大池２丁目５番212―305号
債務者　シマーウェーブこと　井上　芳彦
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第４３号
福岡県直方市大字頓野2058番地５　市住７－28号
債務者　高椋眞由美
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福岡地方裁判所直方支部
平成２７年（フ）第４８２号
（住民票上の住所）大分県豊後大野市大野町宮迫1191番地
債務者　田崎　　静
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第５３８号
熊本市東区長嶺西１丁目７番10―302号、前住所熊本県菊池郡大津町大字室1340番地　北出口団地76
債務者　横山　浩二
１　決定年月日時　平成27年11月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第５１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田西3003番地63、住民票上の住所熊本県球磨郡あさぎり町免田西3003番地80
債務者　**徳**永しおり
１　決定年月日時　平成27年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月８日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部
平成２７年（フ）第１１３号
長崎県佐世保市鹿子前町113番地10　プルミエール鹿子前弐番館1203号、前住所長崎県佐世保市戸尾町14番４号
債務者　浅田　誠富
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係
平成２７年（フ）第１４４号
長崎県佐世保市小佐々町矢岳222番地15
債務者　山口　雄二
１　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係